

令和3年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

令和3年5月7日

5月7日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第7 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第8 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	17番	大	堀	潔		
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤	寛	

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志
農地班長 滑 川 典 文
主 査 高 橋 亮 太 郎

管理班長 石 毛 明 子
主 査 玉 造 浩 之

開会 午後 3時11分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、9番 海老澤 武委員、10番 冨澤克彦委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について。令和3年5月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、1ページから11ページです。

これは、毎年1回お諮りしている議案です。

国からの通知によりまして、「農業委員会は、毎年度、当該年度に行った活動の点検・評価を行うこと、また、それを踏まえて、次年度の活動計画を作成すること」が決められております。

令和2年度の活動につきましては、昨年7月の総会において活動計画が決定されまして、それに基づいて、種々活動をしてまいりました。

その令和2年度の活動の点検・評価の案、これが資料の1ページから8ページまでになります。

また、これらを踏まえての令和3年度の活動計画案が、それに続く資料の9ページから11ページになります。

いずれも国から示されて統一様式・項目に沿った形で記載しております。

今後の事務スケジュールとしましては、本日の5月総会で承認・決定を得たのち、これらについての地域の農業者等から意見や要望を募集するために、速やかに本案を公表します。

公表の期間は30日間であります。公表の方法は、香取市ホームページへの掲載、および事務局窓口への備付けによります。

そして、その間に寄せられた意見・要望について整理をし、30日間の公表の関係上、6月の農業委員会総会にお諮りをいたします。

そこで決定されたものが最終的に令和2年度活動の点検・評価、また令和3年度活動計画と、このようになります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和3年5月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、12ページから15ページで、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番は、新規に法人化され農地所有適格法人として農業経営に参入するため、賃借権の設定をするものです。

整理番号2番は、夫婦間で贈与による所有権移転をするものです。

整理番号3番は、農地が譲受人の自作地に隣接していることから、売買による所有権移転をするものです。

整理番号4番は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号5番は、譲受人が借地していた農地を経営安定化のため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号6番、7番は、営農型太陽光発電施設設置に係る関連案件です。

両案件については、施設所有者・土地所有者・耕作者が3名全部異なっております。

その場合、農地法3条については、施設所有者は土地所有者から、農地の空中部分利用のための区分地上権の許可、耕作者は土地所有者から農地の賃貸借権の3条許可を得る必要があります。

農地法5条については、施設所有者と土地所有者とが異なるため、支柱部分については、一時転用許可が必要となります。

まず、整理番号6番は、譲受人が営農型太陽光発電施設設置のため、農地の空中のパネル

部分に区分地上権の設定をするものです。

この案件につきましては、5条の一時転用の許可申請も要する案件でありますので、本総会で3条、5条あわせて提出されています。

なお、5条の一時転用の案件につきましては、総会議案 21 ページの議案第4号整理番号11番でご審議いただきます。

次に、整理番号7番は、農地所有適格法人である〇〇〇〇〇〇〇〇が農業経営規模拡大のため賃借権の設定をするものですが、整理番号6番のとおり営農型太陽光発電施設設置のため、農地の空中のパネル部分に区分地上権の設定がなされるものです。

両案件とも一時転用の許可が条件となっておりますので、一時転用の許可と同時に3条の許可が出ることとなります。

以上、7件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 第5班事前審査会の報告をします。

去る、4月26日、月曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は7件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第2号のうち、整理番号6番以外の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

次に、整理番号6番については、「農地法第3条第2項ただし書」に定められている、「申請農地の営農に、支障はないか」・「申請農地の周辺の農地の営農に支障はないか」・「申請農地の耕作者からの同意はあるか」を調査したところ、いずれも満たしているものと思われま

すが、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営に参入するため、賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、〇〇〇〇〇・〇〇の作付を計画しており、5年後の経営面積は11,800 m²を目標としております。

農業経営の実施計画書も適正であり、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号2番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が高齢で体調不良のため、同居の親族で従前から農地の管理をしている譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している農地を取得し耕作したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、自作地と一体化により農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われまます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、12番高松多可史委員。

12番高松委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

山田推進委員には電話連絡しております。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、13番 鵜澤幹司委員。

13番鵜澤委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、齋藤推進委員には電話にて連絡してございます。

この申請は、譲受人が借地として耕作している農地を取得したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

申請地は、譲受人の自作地から近く、〇〇〇〇〇の栽培を計画しており、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番、7番の2件について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号6番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

本申請は、議案第2号整理番号7番および、議案第4号整理番号11番の営農型太陽光発電施設の申請に、関連するものです。

営農については、関連会社の農地所有適格法人である、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が行い、譲受人が農地の空中のパネル部分に、区分地上権を設定して営農型太陽光発電を行うものです。

したがって、特に問題がないと思われま

すが、議案第4号整理番号11番に関連していることから、本総会において、議案第4号整理番号11番が許可相当の意見を附して進達することに決定された場合には、先ほど事務局からの説明があつたとおりになります。

本案件の区分地上権の許可につきましては、農地法第5条の一時転用の許可が条件となりますので、千葉県知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思われま

す。また、農地法第5条の一時転用の許可と同時に、農地法第3条の許可をすることが妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号7番の説明をいたします。

先の整理番号6番同様、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の規模拡大および経営形態の多様化を図るため、賃借権の設定を行うものであります。

申請地では、営農型の太陽光発電施設を計画しており、〇〇〇〇を作付する予定です。

なお、〇〇〇〇については、太陽光発電施設の設置はせず、耕作のみの賃借となります。

譲受人は、主に〇〇〇〇で営農しており、農地の維持管理については支障ないと思われませんが、申請地は太陽光発電設備について、農地法第5条の一時転用許可申請が議案第4号整理番号11番において、今回同時に上程されております。本総会において、議案第4号整理番号11番が許可相当との意見を附して進達することに決定された場合には、先ほど事務局から説明があったとおりになります。

本案件は、先の整理番号6番同様、賃借権の許可につきましては、農地法第5条の一時転用の許可が条件となりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に、あわせることが望ましいと思われれます。また、農地法第5条の一時転用の許可と同時に農地法第3条の許可をすることが妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提

出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和3年5月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、16ページから17ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番および2番については、〇〇〇〇事業の期間延長に伴う、〇〇搬出入路用地の一時転用期間延長の申請です。

整理番号3番については、宅地分譲地内に新たに進入路を設けるものです。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

12番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条 計画変更承認申請の案件は、3件です。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。

したがって、議案第3号については、農地法第5条 計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号1番と2番につきましては、関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明します。

鈴木健夫推進委員には電話で連絡しております。

場所は、〇〇〇〇〇〇線から〇〇〇〇前を通りまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の隣りに入口がありますその通路の件ですけれども。

本件は譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に本店のある〇〇〇〇業などを営む法人ですが、申請地において、令和3年6月30日まで〇〇搬出路用地としての一時転用許可を受けているところ、〇〇〇〇〇〇の延長により、一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、そのほか、事業内容に変更はなく、周辺の営農に支障もないため、特に問題はないものと判断します。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、11番 飯森 孝委員。

11番飯森委員 整理番号3番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇の下の信号を〇〇〇方面へ〇〇〇m位行った所を左折し、そこから〇〇m位先行った所の右側になります。

本件は、申請地は平成31年1月に、所有権の移転による宅地分譲用地への転用許可を受けていますが、当初、宅地分譲用地への進入路として予定していた法定外道路に想定外の工事費用が発生することが判明したため、使用をすることを断念し、申請地内に市道と接続する進入路を新たに設ける変更をするものです。

なお、そのほかは、当初許可を受けた分譲区画数なども変更はなく、周辺の営農に支障もないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る

意見について審議を求める。令和3年5月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、18 ページから 21 ページで、整理番号は 1 番から 12 番です。

整理番号 1 番、転用目的は専用住宅用地です。権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第 2 種農地に推定されます。

整理番号 2 番、転用目的は専用住宅用地です。権利の内容は、使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、第 1 種農地、不許可例外事由 I に推定されます。

整理番号 3 番、転用目的は貸専用住宅用地です。権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、第 1 種農地、不許可例外事由 I に推定されます。

整理番号 4 番、6 番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は、4 番は地上権設定、6 番は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第 2 種農地に推定されます。

整理番号 5 番、12 番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、5 番は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第 2 種農地。12 番は第 1 種農地、不許可例外事由 I に推定されます。

整理番号 7 番、8 番、9 番、転用目的は宅地分譲用地、権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、7 番、8 番は、都市計画用途地域の第一種中高層住居地域、9 番は第一種住居地域のため、第 3 種農地です。

整理番号 10 番、転用目的は専用住宅用地です。権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第 1 種農地、不許可例外事由 I に推定されます。

整理番号 11 番は、総会議案 14 ページの農地法第 3 条、議案第 2 号整理番号 6 番でご審議いただきました案件の関連です。

転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は賃借権設定で、一時転用です。一時転用許可対象面積については、太陽光発電施設の柱の設置部分のみが対象となります。

申請地の農地区分は、第 1 種農地、不許可例外事由 D に推定されます。

以上、12 件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、12件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号1番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇から説明しますと、〇〇〇〇の方に向かってもらって〇〇m位行った所を右折しまして、そこが〇〇〇〇となっております。そこから〇〇〇m位入った所をまた右に曲がって上がって、それから左に曲がって少し行った右側の道路沿いです。

本件は、譲受人は現在、家族と〇〇〇〇で暮らしていますが、手狭となっているため申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水は敷地内に雨水枳を設け浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。

また、隣接する農地との境界には、既に擁壁が設置されており、土砂等の流出は防止されます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号2番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇方面に向かいまして、〇〇〇m行くと〇〇〇を上に〇〇〇走って、そこを渡ります。〇〇〇〇〇〇の所を左に曲がりまして、少し行ったら〇〇〇の〇〇〇〇をくぐります。そして、それから少し行ったら突き当たりますので右に行って〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所を左に曲がって〇〇m行った所です。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和3年5月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは22ページから52ページで、整理番号は1番から79番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上79件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号18番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号18番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号18番について、原案のとおり決定いたします。

〇番 〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号 整理番号18番を除く78件について、審議いたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号 整理番号18番を除く78件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号 整理番号18番を除く78件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和3年5月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは53ページから70ページで、整理番号は1番から33番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、33件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号29番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号29番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号29番について、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号 整理番号29番を除く32件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号 整理番号29番を除く32件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号 整理番号29番を除く32件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。令和3年5月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤寛。

議案の概要を説明します。

ページは、71 ページから 73 ページで、整理番号は 1 番から 6 番で、農振農用地区域からの除外申請であります。

事業計画は、整理番号 1 番、3 番は専用住宅用地。

整理番号 2 番は、駐車場用地。

整理番号 4 番は、専用住宅および進入路用地。

整理番号 5 番は、資材置場用地です。

これらの申請地の農地区分は、第 1 種農地、不許可例外事由 I に推定されます。

整理番号 6 番は、事業計画は太陽光発電施設設置に係る調整池用地です。

申請地の農地区分は、第 1 種農地に推定されます。

以上、6 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第 5 班 班長 高松多可史委員。

1 2 番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は、6 件であります。

整理番号 1 番から 6 番までの 6 件について、写真および書類等で審査した結果、整理番号 1 番から 5 番の 5 件については、転用が可能な第 1 種農地、例外規定に該当すると考えられたことから、問題ないとの意見でした。

整理番号 6 番については、森林部分を含めた事業計画ではあるものの、申請地は、第 1 種農地の最上流にあたり、さらに申請地から先には広大な農地が続いているため、農業振興地域整備計画の変更に関しては、懸念があるとの意見がありました。

また、他法令の許認可、その他、必要な協議等の調整については、確認できなかったため、事業の実現性が判断できませんでした。

よって、香取市農政課へ整理番号 1 番から 5 番の 5 件については、「意見なし」、整理番号 6 番については、農業振興地域整備計画の達成に「支障あり」と、回答するとの結論に達しました。詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に担当委員の意見を伺います。

整理番号 1 番について、1 番 林 浩委員。

1 番林委員 整理番号 1 番について、現地調査等を行った結果を説明します。

て不明であることなどから、農業振興地域整備計画の変更については、支障ありと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 報告ありがとうございました。

なお、整理番号6番案件については、支障ありとの報告がありましたので、そこで整理いたします。

まず整理番号6番案件以外の5件について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号6番案件以外の5件についての意見は、支障なしとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号6番以外の5件については、農業振興地域整備計画の達成に支障なしとすることと決定いたします。

次に、整理番号6番案件について、質疑ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、採決に入りますが、第1種農地の最上流にあたり、申請地から先は、広大な農地が続いている。また、他法令の許認可、その他、必要な協議等の調整について、確認ができなかったことから、事業の実現性が判断できなかったとのことから、整理番号6番案件についての意見は、支障ありとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号6番については、農業振興地域整備計画の達成に支障ありとすることと決定いたします。

◎日程第8 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第5条規定による許可申請の取下げについて。下記のとおり、農地法第5条規定による許可申請について、取下げの届出があったので報告する。令和3年5月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第9 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和3年5月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は2件です。

◎日程第10 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和3年5月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は63件です。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時36分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人